

# 協会けんぽ からののお知らせ

## 未治療者に対する受診勧奨の大切なお知らせ

協会けんぽにおいて、健診の結果、血圧値・血糖値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診されたことが確認できない被保険者の方に対して、医療機関へ受診していただくための通知を直接ご自宅にお送りしています。

このたび、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、令和4年10月にお送りする通知から血圧値及び血糖値に加えて、**LDLコレステロール値が高い被保険者の方についても受診勧奨を実施します。**

### LDLコレステロールとは？

悪玉コレステロールとも呼ばれ、肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。

参考：厚生労働省 e-ヘルスネット

### LDLコレステロール値が高いまま放置すると？

LDLコレステロール値が180mg/dL以上の人は、100mg/dL未満の人と比べて、**約3～4倍**、心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

参考：標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】

受診勧奨基準値		
血圧	収縮期血圧	160mmHg 以上
	拡張期血圧	100mmHg 以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dL 以上
	HbA1c	6.5%以上 (NGSP 値)
脂質	LDLコレステロール	180mg/dL 以上

**令和4年10月通知分から新しく実施**

### 事業主の皆さまへのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診することを、事業主様から従業員様にお声掛けいただくとともに、従業員様が受診できるように配慮していただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 全国健康保険協会宮城支部 保健グループ ☎ 022-714-6854

ご提出は  
お済ですか？

## 「被扶養者状況リスト」の 提出期限は11月30日(水)までです！

### 《確認の対象となる方》

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、**事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。**

### 《送付時期》

令和4年10月上旬から11月上旬にかけて順次送付いたします。

### 《提出期限》

**令和4年11月30日(水)**

### 《添付書類について》

下記に該当する場合、事実を証明する書類のご提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

### 《扶養から外れる被扶養者の方がいる場合》

- 被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の保険者証



～被扶養者資格の再確認は、加入者みなさまの**保険料負担の軽減**につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします～

※令和3年度の負担額軽減の結果についてはこちら▶



被扶養者再確認について詳しくは協会けんぽのホームページをご確認ください。

協会けんぽ 被扶養者再確認

【お問い合わせ先】 全国健康保険協会宮城支部 業務グループ ☎ 022-714-6852

## 第三者による行為が原因で保険証を使用する場合は… 協会けんぽに「第三者行為による傷病届」をご提出ください！

第三者による行為が原因でケガや病気などをした場合、治療に要した医療費等は本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、加害者側との交渉に時間を要す等の理由により、すぐに医療費等の支払いが受けられない場合は、「第三者行為による傷病届」をご提出いただくことで、健康保険から給付※を受けることができます。

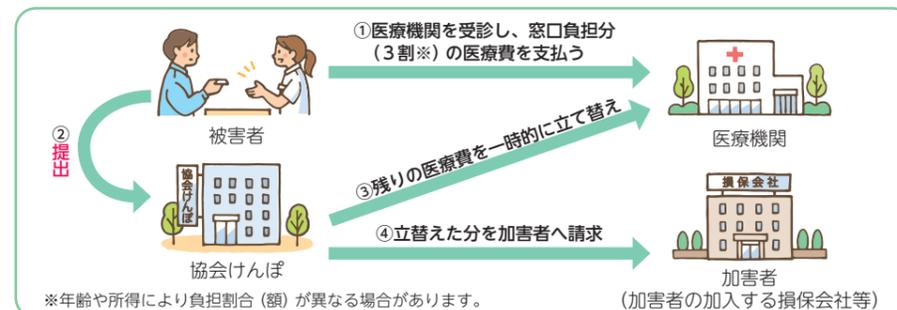
※ 仕事中や通勤途中のケガ除きます。

### 第三者行為による傷病とは

第三者(加害者)の故意または過失によってケガや病気をすることです。相手のある交通事故や暴力行為、ゴルフ場・スキー場での事故、他人の飼い犬による加害行為などが該当します。

### ご提出が必要な理由

第三者による行為が原因でケガや病気をした場合、本来、その医療費等は加害者側が負担することになりますが、保険証を使用した場合については、協会けんぽがその一部を立て替えて医療機関等に支払うことになります。この立て替えた医療費等を後日、加害者に請求するにあたり、加害者や加害者の加入している損保会社の情報が必要となるため、「第三者行為による傷病届」の提出をお願いしております。

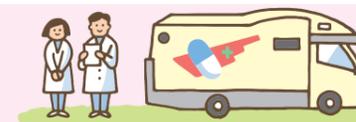


第三者行為による傷病届についてはこちら▶



【お問合せ先】 全国健康保険協会宮城支部 レセプトグループ ☎ 022-714-6853

## 災害に備える薬剤師



2011年3月に発生した東日本大震災は医療機関に壊滅的損害をもたらしました。被災状況は想定をはるかに超え、既存の災害対策マニュアルの多くは機能しませんでした。このことより災害時の支援において数々の教訓と知見を踏まえ、ライフライン喪失下の大規模被災時に通常の調剤と医薬品の供給が可能な自立した医療支援ユニット「モバイルファーマシー」(以下MP)を開発しました。

MPとは 薬局機能を搭載した機動力のある災害対策医薬品供給車両です。ポータブル発電機、ディープサイクルバッテリー、ソーラー発電機、水タンクに加え、電子天秤や自動分割分包機、錠剤棚(300～500品目収納)、引き出し付きカウンター、電気冷蔵庫、水剤調剤用シンク等の調剤に必要な機器等を搭載しており、電力や水の途絶えた被災地でも自立的に調

剤作業と医薬品の交付が行えます。キャンピングカーを改造した車両で、普通免許で容易に運転できます。更には、地デジや衛星放送受信設備、デジタル簡易無線機等の情報収集・伝達のための設備を備えています。

活用法は災害発生時には、災害支援薬剤師等と一緒に被災地へ出動し、医療救護所や避難所等で医薬品の調剤・供給・服薬指導等の業務に活用します。平時は、県や市町村の防災訓練、薬と健康の週間、薬物乱用防止「ダメ・ゼッタイ」キャンペーン、学校でのお薬授業など、各種行事等の場に展示したり、模擬調剤を行ったりして薬剤師の職能のPRに努めるとともに、医薬品の適正使用に関する啓発活動等に活用しております。

一般社団法人宮城県薬剤師会  
災害対策委員会 土佐 貴弘



全国健康保険協会 宮城支部  
協会けんぽ

〒980-8561 仙台市青葉区国分町 3-6-1  
仙台パークビル 8F

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/

協会けんぽ 宮城

宮城支部メルマガ  
会員募集中!

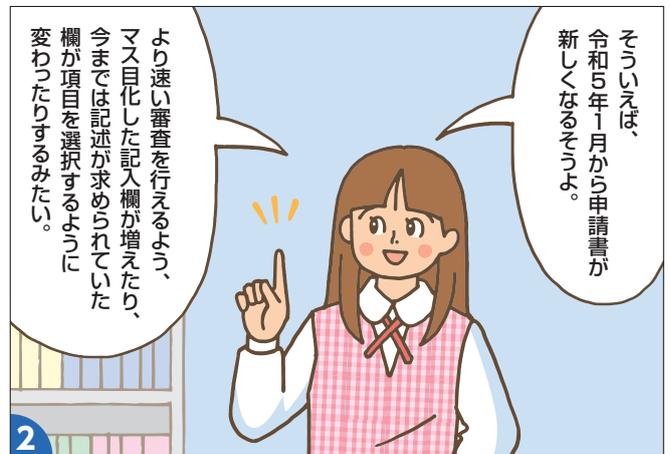


登録はコチラ▶

M美  
さんの

# 社会保険物語

申請書の様式が  
変更します  
第125話



## 協会けんぽからのお知らせ

### 〈申請書様式変更について〉

令和5年1月から、より速い審査の実施と記入方法をわかりやすくすることを目的として、各申請書等の様式を変更いたします。

### 〈ご注意いただきたいこと〉

※新様式の申請書等は令和4年11月以降に協会けんぽのHPからダウンロードいただくか、協会けんぽ都道府県支部へ郵送を依頼いただくことで入手できます。

※令和4年12月以前に新様式の申請書等を使用いただいた場合、通常よりも審査に時間を要してしまうため令和5年1月以降の使用にご協力をお願いいたします。

### 問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部  
業務グループ

〒980-8561  
仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8F  
TEL 022-714-6852